平成29年6月20日 現在

#### 商品名

# ちくしん無担保住宅ローン

# \*利用いただける方

下記の条件をすべて満たされる方。

- ■年齢が20歳以上の方。
- ■安定継続した収入がある方。
- ■当金庫の地区内に住所または居所を有する方、もしくは当金庫の地区内において 勤務されている方、あるいは当金庫の地区内の同一場所で同一業種を営業されている方。
- (一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方

### お使いみち <ご自宅にかかる費用>

- ■申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟) が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している 自宅にかかる次の資金
  - ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金 (売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可
- ① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金 およびそれに伴う諸費用
  - ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、 設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等
  - ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可 (ただし、①と合わせた申込みで100万円以内)
  - ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする
  - ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外
- ② 申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く) から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
- ③ 申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたは それを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が 1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料

#### 【申込時点における対象となる物件の条件】

申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く

- ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権
- ・本件の借換えで抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権
- ・資金使途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の 借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権

# 【対象物件の全部事項証明について】

・お使いみちごとに定める対象物件の全部事項証明書(申込日時点で発行日から 3ヵ月以内のもの)が必要となります。

| 資金使途           | 徵求対象物件            |
|----------------|-------------------|
| 不動産の購入資金       | 購入するすべての土地・建物     |
| 新築資金、建て替え資金    | 建築する建物の敷地となる土地    |
| リフォーム資金        | リフォーム対象となる建物      |
| ローン(無担保)の借換え資金 | 借換え対象となる建物        |
| 住宅ローンの借換え資金    | 借換え対象となるすべての土地・建物 |

## 【対象とならないもの】

次のいずれかに該当するものは、無担保住宅ローンの対象になりません。

- ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業
- 支払先が、申込人の配偶者、親、子

## 【借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の取扱い】

対象物件が借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の場合でも、お取扱いは可能です。 なお、ご融資期間は、賃貸借契約の残存期間にかかわらず、下記ご融資期間のお取扱い が可能です。

#### 【保留地上の建物の取扱い】

対象物件が保留地上の建物の場合でも、お取扱いは可能です。

ただし、保留地(土地)のみの購入資金(隣地購入、底地購入は除く)は対象外となります。

#### 【店舗併用住宅・賃貸併用住宅の取扱い】

不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、借換え資金(資金使途②、③)は、 対象物件が店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居宅部分の床面積が 延床面積の50%以上あれば、お取扱いは可能です。

ただし、リフォーム(増改築・修繕)資金は、居宅部分にかかるものであれば、 居宅部分の床面積の割合にかかわらず、お取扱いは可能です。

平成29年6月20日 現在

| 商 | 品 | 名 |
|---|---|---|
|   |   |   |

#### ちくしん無担保住宅ローン

良い場合があります。

#### 〈空き家解体費用> ■空き家を取り壊して更地にするための費用を取扱うことができます。 ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用 (建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金 (工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可 ②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く) から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ※対象となる建物の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの)が 必要です。 【対象となる空き家の条件】 ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと 【対象とならないもの】 次のいずれかに該当するものは、空き家解体費用の取扱いの対象になりません。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子 【建物に抵当権等の設定がある場合】 ・対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力を 得ていること等をご確認させていただきます。 ■1,500万円以内(1万円単位) ■空き家解体費用の場合 500万円以内(1万円単位) ご融資金額 ご融資金額が1,000万円を超える場合は、団体信用生命保険へご加入いただきます。 ご融資期間 ■3ヶ月以上20年以内(元金返済の据置期間6ヶ月を含む) ご融資金利 ■変動金利型 (保証料込) お借入時から基準日に金利が変動します。 毎年4月1日および10月1日現在で当金庫が定める長期プライムレートを基準として 年2回見直しを行います。なお、ご融資金利は金融情勢などに応じ変動します。 4月1日基準のご融資金利は6月返済分から、10月1日基準のご融資金利は12月返済分 から適用になります。 ★お取扱いにあたっては、当金庫との一定の取引条件が必要となります。 窓口でお問い合わせください。 \*ご融資金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でお問い合わせください。 ■固定金利型 <3年・5年・10年> (保証料込) \*当金庫の定期預金(スーパー定期預入金額300万円未満1年もの)の金利を基準に、 当金庫所定の住宅ローン固定金利となっています。 \*金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でお問い合わせください。 なお、ご融資金利は金融情勢などに応じ変動します。 \*ご希望により、お借入3年間、5年間または10年間の固定金利を選ぶことができます。 \*お取扱いにあたっては、当金庫との一定の取引条件が必要です。 窓口でお問い合わせください。 \*固定金利特約期間中は変動金利への変更および金利・固定期間の変更はできません。 \*固定期間終了後は、原則当金庫の定期預金(スーパー定期預入金額300万円未満1年もの) に連動して、年2回融資金利が変動する変動金利型へ移行します。 \*ただし、固定金利特約期間終了後、一定の取引条件を満たすと再度固定金利を 選択することができます。その場合、当金庫所定(5,000円)の手数料が 必要となります。手数料には別途、消費税が必要です。 ■団体信用生命保険について 団体信用生命保険に加入できます。その場合は次の保険料率を適用金利に加算します。 3大疾病団信 就業不能団信 種 類 一般団信 保険料率 0.20% 0.40%0.50% ご返済方法 ■元金均等・元利均等の2種類のご返済方法がございます。 ボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金はご融資金額 の50%までとします。 ■元金返済の据置期間は6ヶ月までとします。 お支払方法 ■工事契約先等にお振込みいただきます。ただし、支払済資金は除きます。 ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込していただかなくても

# 

平成29年6月20日 現在

| 商品名     | ちくしん無担保住宅ローン  |
|---------|---|
|         |   |
| 保証人・担保  | ■(一社)しんきん保証基金が保証しますので原則として必要ありません。  |
| 保証料     | ■保証会社((一社)しんきん保証基金)へ支払う保証料 0.68%  |
|         | 毎月払型 保証料率0.68%を含んだ融資金利にてお支払いただきます。  |
| 事後確認    | ■融資実行後、対象不動産にかかる全部事項証明を提出いただきます。  |
| 手数料     | ■固定期間期間終了後、再度固定金利を選択される場合   |
| 苦情処理措置· | ■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課に   |
| 紛争解決措置  | お申し出ください。 (9時~17時) 電話:フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、 eメール: chikusin@world.ocn.ne.jp)  ■紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360) 久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)または九州北部地区しんきん相談所(9時~17時、電話:092-281-5363)にお申し出ください。 |

- ●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらじめご了承ください。
- ●店頭でご返済額の試算をさせていただきます。